

身寄りのない高齢者らの身元保証や生活を支援する団体は、全国に百以上あるとみられる。事故や急病など緊急時の対応に備え、契約時に「預託金」を求める団体が多いようだ。二〇一六年に発覚した公益財団法人「日本ライフ協会」の預託金流用問題を教訓として、健全で透明性の高い運営を模索する動きもある。

(佐橋大)

## 支援のための預託金

### 証をる 元保 身考

関東や東海地方の高齢者約四千八百人に身元保証サービスを提供しているNPO法人「さすなの会」(名古屋市中区)は、パンフレットには、「一般用の基本プラン」として百九十万円の預託金を示している。内訳は、入会金や手数料など必須の費用が七一・二万円。残りの一一八・八万円は、入院や施設入所時の身元保証支援(一九・八万円)、通院の

付き添いなどの生活支援(三十三万円)、葬送支援(六十六万円)など、サービスを利した場合にはかかる費用の前払い分だ。

預託金は全額、提携する弁護士法人に預けている。同会専務理事の小笠原重行さん(六八)は「契約者を支援していくために必要なお金で、二十四時間体制で対応するスタッフの人件費など、それなりの額が必要。二十年前の会発足時から、流用が起きない仕組みを取っている」と説明する。身元保証の費用は契約時に一括で支払い、何度でも支援を受けられる。緊急時の駆け付けや死後の手続きの手数

# 健全で透明な運営 模索

料、葬儀の費用は、その都度、預託金で賄い、不足分は追加で徴収。死後の残金は、弁護士法人が相続人に返還するという。